

田辺市庁舎敷地内でのキッチンカー出店事業者募集要項

1. 目的

田辺市庁舎敷地内で移動販売車（以下「キッチンカー」という。）による弁当等の販売をすることで、庁舎周辺における賑わいの創出、来庁者の利便性の向上、職員の福利厚生等を図るため、キッチンカーによる弁当等を販売する事業者を募集するものである。

2. 販売条件等

- (1) 所在地 田辺市東山一丁目 5 番 1 号
- (2) 販売場所 田辺市庁舎 3 階南東ロータリー
- (3) 販売スペース 12.5 平方メートル程度 1 台
- (4) 販売商品 来庁者や職員の利便性の向上に寄与することができる飲食物で、保健所から営業許可を得ているもの。ただし、アルコール飲料（酒類）のほか、本市が不適當と判断する飲食物は販売できない。
- (5) 出店期間 許可の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
※出店期間の開始日は令和 8 年 9 月初旬を予定
- (6) 出店日 平日（月曜日から金曜日まで。ただし、閉庁日を除く。）
※申込状況により、出店日を調整する場合がある。
※申込者数が少ない場合は、最大週 2 日まで許可することができる。
- (7) 出店時間 準備及び片付けを含めて、午前 9 時から午後 4 時までとし、午前 11 時から午後 1 時 15 分までの時間帯は、必ず販売できるようにすること。（完売の場合を除く。）
- (8) 使用料等 無料

3. 出店資格と制限

(1) 出店資格

- ア 出店時、田辺市庁舎の所在地における移動販売車による営業が可能な食品営業許可書を有する者であること。
- イ 食品衛生責任者等の資格を有する者であること。
- ウ 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱う者であること。
- エ その他本件の事業者として不適當と認められる者でないこと。

(2) 出店制限

次のいずれかに該当する者は、出店申請をすることができない。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 暴力団員（田辺市暴力団排除条例（平成 23 年田辺市条例第 15 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者。暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有する者

エ 保健所による営業自粛の指導、営業停止、営業禁止又は営業許可取消の行政処分を受けている者

オ 庁舎の円滑な運営に支障を来す又はそのおそれのある者

4. 応募申込手続

(1) 応募方法

本市ホームページから申請書様式をダウンロードし、郵送又は持参により提出すること。

(2) 提出書類

ア 田辺市キッチンカー申請書 1 部

イ キッチンカーでの営業に必要な許可書等の写し

- ・食品営業許可書の写し

- ・食品衛生責任者であることを示すプレート又は食品衛生責任者養成講習修了証書の写し

- ・その他、営業に必要な許可書、資格を有することを証する書類の写し

ウ 出店するキッチンカーの車検証の写し

エ 出店するキッチンカーの写真（ナンバープレートが確認できるもの）

(3) 提出先

〒646-8545 田辺市東山一丁目 5 番 1 号

田辺市総務部総務課庶務係 宛て

(4) 提出期限

令和 8 年 8 月 27 日（木）午後 5 時 必着

5. 出店事業者の決定

(1) 決定方法

- ① 提出された申請書の確認を行い、応募資格を満たしている者を出店事業者（以下「事業者」とする。）として事業者を決定する。ただし、応募が多数の場合は市内に店舗を構えている者又は市内在住の者を優先し、その後抽選を行い決定する。

※「4 応募申込手続き」における提出期限を過ぎて応募があった場合、上記①で決定された出店事業者が出店しない日程に限り、先着順で出店を許可するものとする。

(2) 決定日

申込みがあった事業者ごとに電話又はメールにて出店日程等の調整を行い、令和8年8月下旬を目途に結果を電話にて通知する。

(3) 許可書の発行

出店事業者として決定した者に対して、「庁舎等における許可行為許可書（以下「許可書」という。）」を発行する。

6. 申込みの無効及び許可の取消し

(1) 申込みの無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 出店資格のない者によるもの
- イ 提出期限までに提出がなかったもの（5.（1）※の場合を除く。）
- ウ 記載内容に不備があるもの

(2) 許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消す。

- ア 本要項規定する各条件等に違反した場合
- イ 本要項に規定する出店資格を満たさなくなった場合
- ウ 正当な理由なく、許可条件又は本市の指示に従わなかった場合
- エ その他本件の事業者として不適当と認められる場合

7. 出店時の注意事項

- (1) 本市が指定する場所、時間においてのみ出店を許可する。
- (2) 来庁者の通行や利用の妨げとならないよう営業すること。
- (3) 許可書はすぐに提示できるようにすること。
- (4) 出店場所（キッチンカー内を含む。）での、飲酒・喫煙は、許可しない。
- (5) 出店場所は常に清潔に保ち、来庁者が快適に過ごせるよう努めること。

出店者は、キッチンカー付近にゴミ箱を設置することとし、その設置及び清掃や出店に際し発生するゴミ（食品残渣、食品容器、包装紙、カップ等）の処理は出店者の責任

と負担において行うこと。出店により発生した排水は、庁舎敷地に流さず、持ち帰り適切に処分すること。また、油の滴下等により庁舎敷地を汚損するおそれがある場合はシートを敷く等の対策を行うこととし、汚した場合は洗剤等を使用し、清掃すること。

- (6) キッチンカーの営業に要する目的での庁舎敷地内の電気、水道の利用は許可しない。
- (7) 火気を使用する場合は、必ず消火器を用意すること。
- (8) BGMを流す場合は、来庁者の迷惑にならないような音量とすること。
- (9) 来庁者や近隣住民に影響を与える行為（チラシの配布や拡声器等を使用した呼び込み等）は禁止する。
- (10) 出店に起因する事故（キッチンカーの移動による事故、火災や食中毒など）や苦情（販売品や営業方法に関するものを含む。）は出店者が全責任を負い、誠意をもって対応すること。
- (11) 出店後は必ず原状復旧を行うこと。
- (12) SNSへ投稿するために写真撮影等をする際は、個人や車両のナンバープレートが写りこまないようにすること。
- (13) 出店期間内において、出店者の都合により出店を終了する場合は、2週間前までに市まで連絡すること
- (14) 出店予定日に急に休店する場合は、市まで連絡すること。

8. 許可の取消

出店者（従業員を含む。以下同じ。）が出店に際し、公序良俗に反する行為をした場合や本市が出店を不相当と判断した場合は、許可を取消することができるものとする。出店者が庁舎等における許可行為の取消しを受けた場合において、出店者に損害が生じても、本市は一切その責めを負わない。

9. 損害賠償

- (1) 出店者はその責めに帰する理由により、庁舎及び庁舎敷地の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損傷額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、庁舎及び庁舎敷地を原状に回復した場合はこの限りではない。
- (2) 出店者は、出店に当たり本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければならない。また、出店者（従業員を含む）に損害を生じても、本市は、その責めを負わない。

10. その他の事項

- (1) 行事等の都合により出店を制限し、又は出店を許可しない場合がある。
- (2) 台風、地震、津波等の自然災害による警報等の気象情報発表時、火災、疫病、暴動又は偶発的事象により出店について指示することがある。

- (3) 本要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令の定めるところによるもののほか、本市の指示に従うこと。
- (4) 運営上の事情等により、本要項を予告なく変更、改定又は廃止をする場合がある。

問合せ先

〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号

田辺市総務部総務課庶務係 田ノ岡、北山

TEL 0739-26-9916 (直通)